

第 1 6 節 避難収容体制の整備計画

関係機関	総務部総務課・学校教育部総務課・みどり政策課・道路河川課・土木管理室・まちづくり政策室・建築指導課・建築住宅課・老人障害福祉課・社会福祉課・開発指導課
------	---

災害から住民を安全に避難させるため、避難地、避難路、避難所を選定し、住民に周知するとともに、総合的、計画的な避難対策を推進し、市民の安全を確保する。

第 1 避難地、避難路の選定

1 火災時の避難地及び避難路の選定

(1) 一時避難地

火災発生時に住民が一時的に避難できる概ね 1 ヘクタール以上の面積を有する公園、緑地とし、当面は、小学校のグラウンドを一時避難地として活用する。

(2) 広域避難地

火災の延焼拡大によって生じる輻射熱、熱気流から住民の安全を確保できる場所を広域避難地として選定する。

ア 想定される避難者 1 人当たり概ね 1 平方メートル以上の避難有効面積を確保できること。

イ 延焼火災に対し有効な遮断ができる空地で、概ね 10 ヘクタール以上の公園、緑地とする。なお、府の被害想定に基づく本市の必要面積は 0.64 ヘクタールであることから、当面は中学校のグラウンドを広域避難地として活用する。

(3) 避難路

広域避難地への避難が安全に行われるよう、避難路を選定するものとする。

なお、当面は第 15 節「緊急輸送整備計画」で選定した「緊急交通路」を避難路とし、緊急輸送活動や避難誘導の運用に配慮する。

ア 原則として幅員が 16 メートル以上の道路（ただし、沿道に耐火建築物が多く存在し、避難者の安全が確保できると認められる場合には、幅員 10 メートル以上の道路）又は 10 メートル以上の緑道

イ 落下物、倒壊物による危険など避難の障害のおそれが少ないこと。

ウ 水利の確保が比較的容易なこと。

エ 避難地周辺では、できるだけ多く進入路を設けること。

オ 段差の解消を図ること。

2 その他の避難地及び避難路の選定

地すべり及びがけ崩れに備え、それぞれの地域の実情及び災害特性に応じた安全な避難地、避難路を選定する。

(1) 避難地

避難者 1 人当たり概ね 1 平方メートル以上を確保できる安全な空地

(2) 避難路

避難地又はこれに準ずる安全な場所に通じる幅員 3 メートル以上の安全な道路及び緑道

第 2 避難地、避難路の安全性の向上

市は、関係機関と協力し、一時避難地、広域避難地及び避難路を、災害時要援護者にも配慮して整備

するとともに、消防水利の確保など総合的に安全性の向上を図るものとする。

1 一時避難地

- (1) 避難地標識等による住民への周知
- (2) 周知の緑化の促進
- (3) 複数の進入口の整備

2 広域避難地

- (1) 避難地標識の設置
- (2) 非常電源付きの照明設備・放送施設の整備
- (3) 複数の進入口の整備

3 避難路

- (1) 落下・倒壊物対策の推進
- (2) 誘導標識、誘導灯の設置
- (3) 段差解消、誘導ブロックの設置

第3 避難所の選定、整備

市は、既に避難所を選定しているが、あらかじめ避難所の所在場所を広報紙等により市民に周知徹底する。

避難所に指定されている小・中学校については、耐震診断等を実施し、安全性の確保に努める。

1 避難所の福祉的整備

市は、各避難所について、災害時に災害時要援護者が利用しやすいよう、次の基準により施設の福祉的整備に努める。

- (1) 「大阪府福祉のまちづくり条例」に基づいた整備・改善
- (2) 福祉仕様のトイレの設置
- (3) 支障なく移動できるルート（仮設スロープ等）の確保等避難所生活（水、食料、物資の受取り、簡易トイレの使用等）に支障のないような配慮
- (4) 避難所生活に必要な日常生活用具等の管理体制の整備

2 福祉避難所（二次的な避難施設）の選定

市は、府と連携を図りながら、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、要援護高齢者、障害者等が、相談等の必要な生活支援が受けられるなど、安心して生活ができる体制を整備した、福祉避難所（二次的な避難施設）を選定する。

<福祉避難所（二次的な避難施設）>

名 称	所 在 地	電話番号
総合福祉会館	府中町4 20 4	(0725) 43 7510
北部総合福祉会館	幸2 5 16	(0725) 45 5781

第4 避難所の管理運営体制

市は、避難所の開設を必要と認めた場合には、速やかに避難所の運営及び連絡調整にあたる避難所担当職員を避難所に派遣するものとするが、避難期間が長期にわたる場合、その運営は避難住民の自主運営によるところが大きい。

このような事態に備え、市では、避難所運営マニュアルに基づき、平時からボランティア団体や住民との連絡を密にし避難所の管理運営体制の構築を図ることとする。

なお、避難所運営マニュアルは、次により構成されている。

- 1 避難所の管理者不在時の開設体制
- 2 避難所を管理するための責任者の派遣
- 3 災害対策本部との連絡体制
- 4 自主防災組織、施設管理者との協力体制

第5 避難誘導體制の整備

被災者を安全な場所に迅速適切に避難させるため、平素から特に次のような点に留意して、避難誘導體制の確立を図る。

- 1 平素から各種の広報手段を活用し、住民に対し大災害が発生した場合の避難所、避難経路及び避難時の留意事項等について広報活動を行う。
- 2 地域特性を考慮した避難誘導體制の整備に努めるとともに、災害時要援護者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、赤十字奉仕団、町会・自治会など地域住民組織と連携した体制づくりを図る。
- 3 市は、「和泉市災害時重度障害者及び要援護高齢者等の安否確認情報の登録に関する要綱」に基づき、民生委員・児童委員及び社会福祉協議会等の協力により登録者（災害時要援護者）の所在等について、本人の意思及びプライバシーの保護に十分留意しつつ把握に努める。

資料編 和泉市災害時重度障害者等の安否確認情報の登録申込書

- 4 市は、避難の勧告・指示を発する手順、伝達方法、防災関係機関との連絡方法・避難誘導方法を検討する。

第6 市民による事前確認事項

地震による災害の態様は同一ではなく、地域によって、また地震の規模によっても様々である。したがって、市民は地震発生に備え、あらかじめ次の事項を心掛けるものとする。

- 1 避難路、避難地、避難所を確認しておく。
- 2 避難路上の危険物（ブロック塀等）を把握しておく。
- 3 非常持出品（貴重品、食料、水、医薬品、ラジオ等）を準備しておく。
- 4 災害時要援護者の避難を地域住民の協力で行えるよう、避難の際の協力者を決めておく。
- 5 家族で地震発生時の役割分担、避難や連絡方法など行動予定を話し合っておく。

第7 応急危険度判定体制の整備

市は、住民の安全確保を図るため、府及び建築関係団体と協力し、地震により被災した建築物及び宅地の二次災害を防止するための危険度判定体制を整備する。

1 被災建築物応急危険度判定制度の整備

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成、登録

市は、府及び建築関係団体と連携協力し、応急危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施体制の整備

市は、判定主体として、資機材の整備、被災建築物応急危険度判定士受入れ体制の整備など実施体制の整備を図る。

(3) 被災建築物応急危険度判定制度の普及啓発

市は、建築関係団体と協力し、住民に対して、制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

2 被災宅地危険度判定制度の整備

(1) 被災宅地危険度判定士の養成、登録

市は、府と連携協力し、危険度判定講習会を開催し、被災宅地危険度判定士の養成、登録を行う。

(2) 実施主体の整備

市は、被災宅地危険度判定士受入れ体制の整備など、実施体制の整備を図る。

第8 応急仮設住宅等の事前準備

府の被害想定調査結果に基づく応急仮設住宅の建設用地確保のため、市は、あらかじめ都市公園、公共空地等の中から、建設候補地の選定に努める。なお当面は下表のとおりとする。

施設名	所在地	面積
市立市民球場	和気町4 5 1	11,342m ²
光明池緑地運動広場	光明台3 36 1	15,680m ²

第9 斜面判定制度の普及啓発

市は、府及び大阪府砂防ボランティア協会と協力し、住民に対して斜面判定制度の趣旨について理解が得られるよう普及啓発に努める。

資料編 指定避難場所一覧